

株 主 各 位

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号
ヴィンキュラム ジャパン株式会社
代表取締役社長 瀧澤 隆

第23回定時株主総会決議ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第23回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

報告事項

1. 第23期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金配当の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、期末配当金は1株につき1,000円と決定いたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更後の定款の内容は、後記のとおりであります。

第3号議案

取締役7名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に瀧澤 隆、下垣博美、大西 誠、吉田 裕、服巻俊哉、佐藤 諭、小谷知哉の7氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案

監査役2名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に生嶋滋実、佐藤吉浩の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠監査役に草薙 徹氏が選任されました。

第6号議案

退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり退任監査役井口興志昭氏に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役在任期間分につきましては取締役会に、監査役在任期間分につきましては監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以上

<ご参考>

変更後の定款の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
第1条～第6条 (条文省略) <u>第7条 (自己の株式の取得)</u> 当社は、 <u>会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	第1条～第6条 (現行どおり) (削除)
第8条～第40条 (条文省略) (新設)	第7条～第39条 (現行どおり) <u>第40条 (剰余金の配当等の決定機関)</u> 当社は、 <u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u>
第41条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	第41条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> 3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> (削除)
第42条 (中間配当の基準日) 当社は、 <u>取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u>	(削除)
第43条 (条文省略)	第42条 (現行どおり)

お知らせ

1. 期末配当金のお支払について

第23期期末配当金は、同封の「期末配当金領収証」により払渡期間内（平成24年6月28日から平成24年7月27日まで）にゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）にてお受け取りください。

なお、配当金の振込先をご指定の株主様には「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の株主様には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封させていただきましたのでご確認ください。また、配当金領収証にて配当金をお受け取りの株主様につきましても、配当金の支払の都度「配当金計算書」を同封させていただいております。

2. 配当金のお振込扱いのご案内

安全・確実に配当金をお受け取りいただくために、個別銘柄指定方式、登録配当金受領口座方式、株式数比例配分方式のご利用をお勧めいたします。

<お手続きのお申出先・お問い合わせ先>

お取引証券会社へお問い合わせください。

以 上